

## 【アンケート】

# まちの安全確保にむけた取組み等に関する調査

泉元利夫（研究員）

### 1. アンケート調査の趣旨

昨今の犯罪の多様化や発生件数の増大などにより、地域の安全が脅かされている。このような状況に対して、都市自治体では、現在どのような取組みを行っているのかについてアンケート調査を実施した。

### 2. アンケート調査の概要

- (1) 調査名：「まちの安全確保にむけた取組み等に関する調査」
- (2) 調査対象：(財)日本都市センターの理事市・監事市・評議員市等（42市）
- (3) 調査方法：郵送配布、回収
- (4) 調査期間：2002年10月4日～10月22日
- (5) 回収数：37市（回収率88.1%）

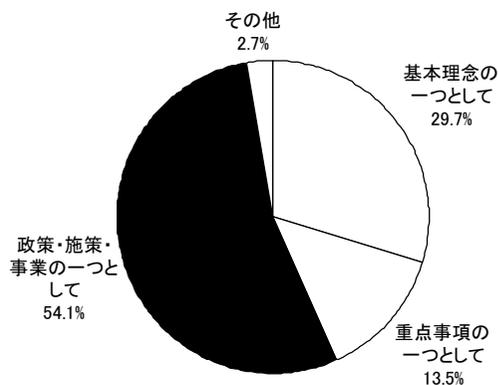
### 3. アンケート調査結果の総括

「まちの安全」確保に向けた取組みとして、広報・啓発活動と防犯灯の整備については、既に多くの市によって行われている（Q3、Q6）。また、いくつかの市では、警察と連携しながら様々な取組みをはじめており（Q5）、その手段や方法を模索している段階である。

また、自治体が解決しなければならない主要な課題として、三つあげられる。第一に「警察と自治体との連携強化、関係のあり方」に関するもの。第二に「コミュニティ機能の回復と住民との協働のあり方」に関するもの。そして、第三に「啓発活動以外の直接的な安全確保にむけた事業の新規展開」である（Q9）。

#### 4. 各設問の調査結果について

Q1 貴市の総合計画において、「まちの安全」はどのように位置付けられていますか。  
(該当するもの1つに ) (n=37)

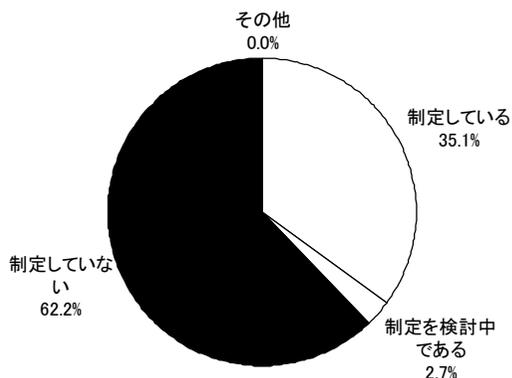


まず、Q1では、「まちの安全」が総合計画では、どのように位置付けられているのかについて尋ねた。

最も多いのは、「政策・施策・事業の一つとして」という位置付けで5割強を占めている。次いで多いのは、「基本理念の一つとして」という位置付けで約3割を占めている。

なお、「その他」の回答は、基本構想の基本目標として位置付けられているというものであった。

Q2 貴市では、「まちの安全」などに関する条例を制定していますか。  
(該当するもの1つに ) (n=37)



Q2では、「まちの安全」の確保に向けた重要な取組みの一つである、条例の制定状況について尋ねた。

条例を制定しているのは、約3分の1であった。全国で安心・安全条例と言われる条例を制定している自治体は2002年10月21日現在1,201あり、制定率36.9%となっており（（財）全国防犯協会連合会調べ）、全国的な傾向と近い結果であった。

SQでは、条例の名称と制定時期を尋ねたが、市民生活安全条例（7市）、安全・安心まちづくり条例（5市）、暴走族追放条例（2市）という結果であった。

また、条例の制定と総合計画での位置付けと、どのような関係にあるのか、Q1とのクロス集計を行った（表1-1）。

まちの安全を「基本理念の一つとして」位置付けている市の「条例を制定している」比率が高くなるという結果となった。

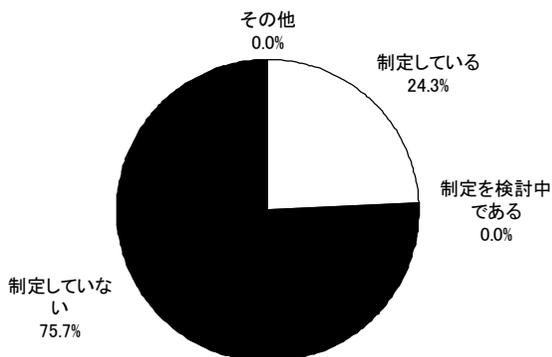
表1-1 総合計画における「まちの安全」の位置付けと条例制定状況

Q1 \ Q2	計	制定している	制定を検討中である	制定していない	その他
基本理念の一つとして	100.0% 11市	63.6% 7市	—	37.4% 4市	—
重点事項の一つとして	100.0% 5市	60.0% 3市	—	40.0% 2市	—
政策・施策・事業の一つとして	100.0% 20市	15.0% 3市	5.0% 1市	80.0% 16市	—
その他	100.0% 1市	—	—	100.0% 1市	—

Q3 貴市では、「まちの安全」などに関する都市宣言・憲章等を制定していますか。

（該当するもの1つに）

(n=37)

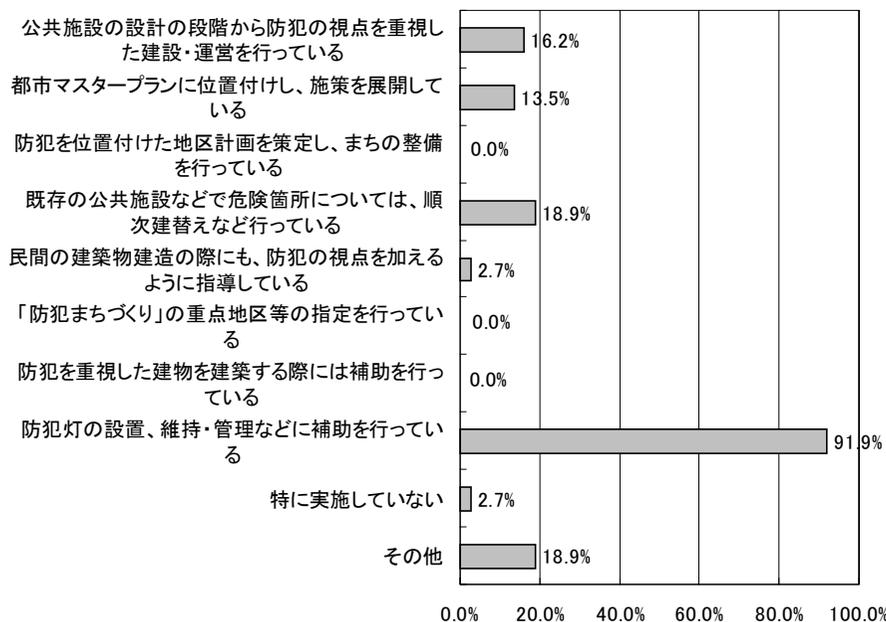


Q3では、「まちの安全」を目標とした都市宣言や憲章等（条例以外のもの）の制定状況について尋ねている。

都市宣言・憲章等を制定しているのは、約4分の1であり、その名称は、暴力追放宣言（4市）、安全都市宣言（3市）、交通安全宣言（3市）、防犯都市宣言（1市）であった（複数回答あり）。また、制定時期についてみると、ほとんどが昭和に制定されたものであった。

また、条例と宣言をともに制定しているところは、3市であった。

Q4 貴自治体では、「まちの安全」のためにハード的な視点からどのようなことを行っていますか。（該当するものすべてに ）

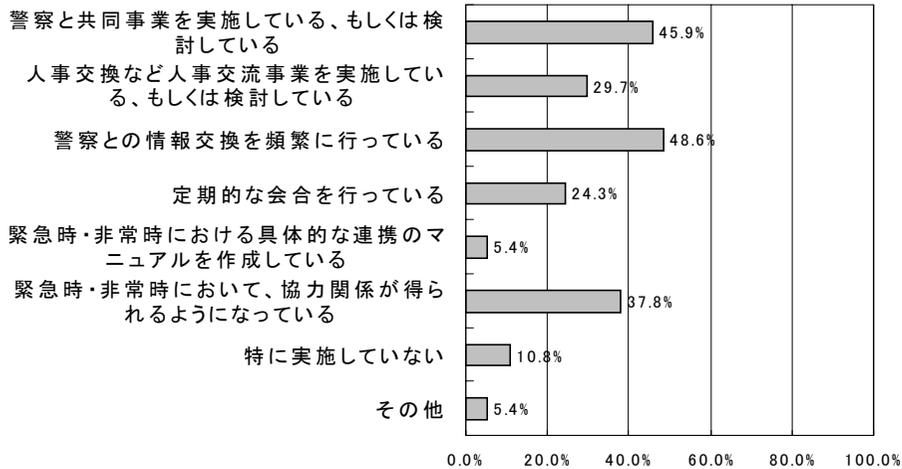


Q4では、ハード的な視点から、「まちの安全」のためにどのような整備を行っているのかについて尋ねた。

ほとんどの市が「防犯灯の設置、維持・管理などに補助を行っている」と回答していた。それ以外の取組みでは、「既存の公共施設などで危険箇所については、順次建替えなど行っている」や「公共施設の設計の段階から防犯の視点を重視した建設・運営を行っている」が2割弱の市でみられた。また、「その他」の回答として、「学校園の通用門等にオートロ

ックを設置している」というのもあった。

5 貴自治体では、「まちの安全」のために警察とどのような協力・連携関係を結んでいますか。(該当するものすべてに )



Q 5 では、警察とどのように連携をとっているのかについて尋ねた。

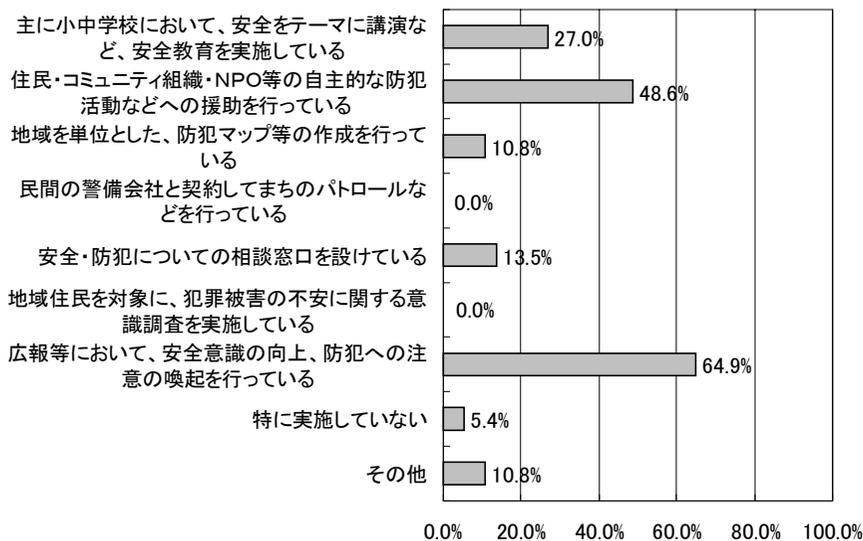
約半数の市が、「警察と共同事業を実施している」と回答している。SQで、その内容を尋ねたところ、町内会や商工会議所などをメンバーとする協議会の設置やキャンペーン、講習会などの事業を共催しているとのことであった。

「警察との情報交換」についても、約半数の市が回答している。併せてその頻度を尋ねているが、「年に1～2回の会合を行う」という回答がほとんどであった。

また、「警察との人事交換」も約3割の市が行っている。

「その他」の回答は、「市内郵便局と警察と自治体の三者で地域安全協定を結び、地域の住民の安心確保を図っている」とのことであった(Q 8 の回答も参照)。

Q 6 貴自治体におきまして、「まちの安全」確保に向けた取組みとして、具体的に  
はどのようなことを行っていますか。(該当するものすべてに )

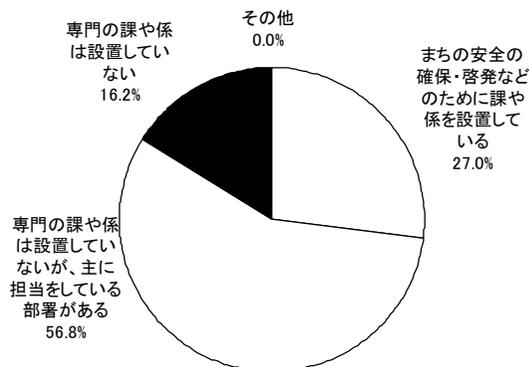


Q 6では、「まちの安全」確保に向けた取組みとして、ソフト的な視点からどのような事業が実施されているのかについて尋ねた。

最も多いのは、「広報等において、安全意識の向上、防犯への注意の喚起を行っている」で、回答市の6割以上を占めている。次いで多いのは、「住民・コミュニティ・NPO等の自主的な防犯活動などへの援助を行っている」で、約5割を占めている。

また、少数ながらも「防犯マップの作成」や「相談窓口の設置」などの事業も行われていた。

Q7 まちの安全を確保するための市役所内部の体制はどのようなものですか。  
 (該当するもの1つに ) (n=37)



Q7では、「まちの安全」確保に向けた庁内体制の整備状況について尋ねた。

「専門の課や係を設置している」のは、3割弱で、「専門の課や係は設置していないが、主に担当をしている部署がある」のは、6割弱であった。これらを合わせると、大部分の市で、「まちの安全」を確保するために課や係、担当する部署が置かれている。こうした部署の設置の有無と併せて名称等についても尋ねたところ、「市民」部局に設置されていることが大半で、「地域安全」や「市民安心」といった名称で係などが設置されていた。

また、こうした「まちの安全」を担当する部署が設置されている31市のうち、SQの「特に防犯の視点から設置しているか」という問いに対しては、10市が設置していると答えたとどまった。

Q8 このアンケートにご記入いただいた以外での安全、防犯対策について、取組等がございましたら、ご記入願います。

Q8では、これまでの回答以外で、安全、防犯対策に関する取組みがあるかについて尋ねている。

11市から回答があり、主な取組みには以下のようなものがあった。

市の取り組むべき事業の具体的な事業計画について、検討・協議し、総合的に安全なまちづくりをすすめるマニュアル策定のために「安全なまちづくり事業推進のためのプロジェクトチーム」を結成している。

郵便局、警察、自治体の三者が「地域安全協定」を結び、郵便局員がまちの異常を発見

した際には、警察と自治体に通報することになっている。

安全・安心まちづくり推進会議設置要綱を制定し、市民が安全に、安心して暮らすための取組みについてハード面を中心に行政内部の連絡会を随時開催し、情報の共有化を図っている。

地域ぐるみの学校安全推進モデル事業を行っている。

Q9 安全をめぐる現在解決しなければならない課題や問題点など、ご記入願います。

Q9では、今後、解決しなければならない課題について尋ねた。

9市から回答があり、主な課題には以下のようなものがあった。

警察官の増員や、警察署・交番の増設など、警察機能の強化に加え、連携の強化が課題である。

防犯に果たすコミュニティの役割も大きく、コミュニティの再生が課題である。

市内の地域間でも安全に対する温度差があり、どのような危機意識を持って取り組んでもらうかが課題である。

防犯の視点をおいた道路、公園、住宅等の環境整備について、一体的な整備を図ることが課題である。

犯罪を未然に防ぐための体制づくりや被害家族への十分なケアをどのように行うかが課題である。